

犯罪の嫌疑がある場合に捜査が始まる。それは、次に続く（かもしれない）裁判のための準備作業である。裁判では、有罪か無罪か（すなわち問題とされた行為が犯罪か否か）が判断され、有罪と認定されれば、刑が量定される。捜査や裁判の手続については刑事訴訟法の講義で、犯罪が成立するための条件については刑法の講義でもっぱら講じられる。

では、裁判で犯罪をしたとされた人はその後どのように扱われるのだろうか（そして、どうなっていくのだろうか）。そもそもどうしてそんなことをしたのだろうか。これを講ずるのが刑事政策である。そして刑事政策は、こうしたことを含めて、犯罪という問題にどのように対応すればいいかを検討する。

本書の特徴は、そのさいに「社会」に注目するというものである（たとえばそれは、「刑事制度はAに対して何ができるのだろうか」（7頁）との問いや、それに対応するChapter 7, Chapter 8の記述に表れている）。法学はもっぱら問題を個人化してとらえる（個人に帰責させて問題を解決するといってもいいだろう）。刑法はその典型である。しかしながら、犯罪は社会にある。その原因は社会にあるし、それゆえ、その解決策も社会にある（と、私たちは考えている）。だとすれば、個人にその問題を押しつけても犯罪という問題は解決しないだろう。犯罪を作り出している社会を変える必要があるからである。そもそも、どのような行為を犯罪とするか／誰を犯罪者とするかを決めるのも社会である。社会が変わればそうした定義も自ずと変わるだろう。

したがって、犯罪を捜査の開始や刑罰を科すための条件としてとらえるだけでは足りない。そもそも、そのような視点だけでは、自分が勉強していることがどういうことなのか、どのような意味をもつかがわからないだろう。

学生として法律を勉強する上で一番苦勞するのは、実際に物事がどう動いているの

か判らないのに、法律や法理論を学ばなければいけないことです。想像力を逞しくして、無味乾燥な条文から実際の姿を伺うしかないのです。しかし、刑事法には、ありがたいことに刑事政策という学問分野があり、刑事法が対象としている世界がどのようなものであり、どのように動いているかを教えてくれるのです。司法試験の科目でない、という理由で刑事政策の勉強を怠っている人がいるとすれば、とてももったいないことをしているのです。刑事司法の実務の姿を学び、理解と関心を更に深めていただければ幸いです。

(小津博司(2014)「刑事司法と検察はどのように変わってきたか:法律を学ぶ人たちに」法学教室403号179頁)

というわけで、刑事政策の学習は刑法、そして、刑事訴訟法の学習にも役立つのである。

本書は、2003年に出版された『刑事政策のすすめ』にその源流がある。その担当箇所を執筆していた当時の私は、まだ大学に職を得ておらず、頭の中だけで講義の内容を考えていた。それゆえ、私が書いたものは、頭でっかちで、理屈っぽいものになっていたかもしれない。本書の内容(とりわけ私の担当箇所)が少しでも地に足のついたものになっているならば、この間、私の拙い講義を受講してくれた学生諸君のおかげであり、また、それに続く『刑事政策がわかる』を共に執筆させていただいた前野育三先生、前田忠弘先生、平山真理先生のおかげである。なお、本書から、新しい共著者として森久智江先生に加わっていただいた。本書が「社会」という文脈をより重視できているとすれば、それは彼女のおかげである。

本書の出版にあたっては、法律文化社編集部の中木達也氏をはじめ、多くの方々のお世話になった。この場を借りて、心より感謝申し上げたい。

2024年7月

松原英世